

【論文】

兄弟の妻を娶ること

——聖書とその周辺に見る諸相——

赤井伸之

目次

- 一、はじめに
- 二、レヴィイレート婚をめぐつて
- 三、ハリツァーをめぐつて
- 四、結びに代えて

一、はじめに

新約聖書とりわけマタイによる福音書とマルコによる福音書は、バプテスマのヨハネ⁽¹⁾の死に関連して、それに先立つ逮捕の原因を、ヨハネが領主ヘロデ⁽²⁾の結婚をめぐつて、「自分の兄弟の妻と結婚することは、律法で許されていない」と言ったことにあると伝えている⁽³⁾。

ヨハネの念頭にあり言及した「律法」とは、「兄弟の妻を犯してはならない。兄弟を辱めることになるからである」

(レビ一八・一六) あるいは「兄弟の妻をめどる者は、汚らわしいことをし、兄弟を辱めたのであり、男も女も子に恵まれることはない」(レビ一〇・一一)のことであると一般に考えられている⁽⁴⁾。

この「律法」の規定の趣旨からは、兄弟が生きている間は、たとえ離婚した場合であっても結婚は禁じられたようであるし、兄弟が死亡した場合でも子供がいるならば結婚が認められず、それを敢えて実行すれば、不妊という神の審きが伴うと考えられた。それゆえ、領主ヘロデ・アンティパスのケースは、異母兄弟ヘロデ・フイリポは、離婚していくても生きており、しかも前婚ではヘロデヤにはサロメという子がおり、さらにヘロデ・アンティパスは、前妻を正当な理由なしに追い出して離婚を強行したことなど、どう考へても許される結婚ではなかつた。

ところが、この「律法」は故人に子供がないなかつた場合には、適用を除外された。すなわち、ある人が子供を残さずに死亡した場合には、その兄弟は寡婦となつた義理の姉妹と結婚できるし、結婚することが要請された(申命記一五・五)。これが本稿で考察していこうとするいわゆるレヴィレート婚である。

(1) パプテスマのヨハネは、聖書の中ではキリストの先駆者とみなされており(イザヤ四〇・三、マラキ三・一)、アビヤ組の老祭司ザカリアを父、アロン家の娘エリサベトを母として前五年頃生まれた。エリサベトとマリアとは親類なので(ルカ一・三六)、ヨハネとイエスは親戚関係にあるとみなされているが、正確なところは不明である。

ヨハネは、皇帝ティベリウスの治世の第一五年(ルカ三・一)、ユダヤの荒野またヨルダン川沿いの地方一帯で宣教活動を始めた。その内容は、メシア王国の到来の接近と悔い改めによる準備の必要なことであり、悔い改めのしるしとして、バプテスマを施していた。イエスもヨルダン川で彼からバプテスマを受けた(マタイ三・一三～一七、マルコ一・九～一一、ルカ三・二一～二二)。

3 兄弟の妻を娶ること

ヨハネは、旧約預言者の最後の人物と数えられ、イエスによつて称賛されている（マタイ一一・一一、一二）。

ヨハネは、領主ヘロデ・アンティパスに對して、その結婚の不道徳を責め、その為に捕らえられて死海の東岸マケルスの城塞に幽閉され、のち斬首された（マタイ一四・三～二一、マルコ六・一四～一九、ルカ九・七～九）。

以上、馬場嘉市編『新聖書大辞典』キリスト新聞社、一九七一年、一四五一页～一四五三頁。

荒井献他編『旧約／新約 聖書大辞典』教文館、一九八九年、一二五一页～一二五三頁。

Schürer, E., *The history of the Jewish people in the age of Jesus Christ*, 1973, vol. I, pp. 345～8.等参照。

(2) 「」に領主ヘロデと出でへるのは、ヘロデ大王とサマリア人の妻マルタケによる次男で、アルケラオスの実弟ヘロデ・アン

ティパスのことだ、前二〇年頃生まれた。父の死後、ガリラヤとペレアの領主となつた。

彼の最初の妻はナバテアの王アレタ四世の娘だつた。しかしその後（二八年）彼がローマを訪れた時、ヘロデ大王とマリアンメ（ヒルカヌス一世の孫娘）の息子アリストプロスの娘ヘロディアと出会つた。彼女はその時ヘロデ大王とシモンの孫娘マリアンメの息子ヘロデ・フィリポの妻であつた。彼らにはサロメという娘がいた。

ヘロデ・アンティパスとヘロディアとは恋に陥り、それぞれの配偶者と離婚することにした。ヘロディアの夫（ボエトス）には異存がなかつたが、アンティパスの妻は父アレタ四世のもとへ逃げ帰つた。

かくてヘロデ・アンティパスとヘロディアは再婚した。この結婚は、ユダヤ人の間で大きなスキヤンダルを引き起こしたのみならず、アレタ王の復讐心に燃えた怒りを招いた。そして三六年にナバテア王アレタ四世の攻撃を受け、ヘロデ・アンティパスは敗北を喫した。彼はローマに対し援軍の派遣を求めたが、皇帝ティベリウスの死に伴い、援助は成功しなかつた。やがて國主ピリポが死ぬと、ローマ皇帝カリグラはピリポの領地を同じヘロデ家のアグリッパに与え、同時に王の称号をも与えた。

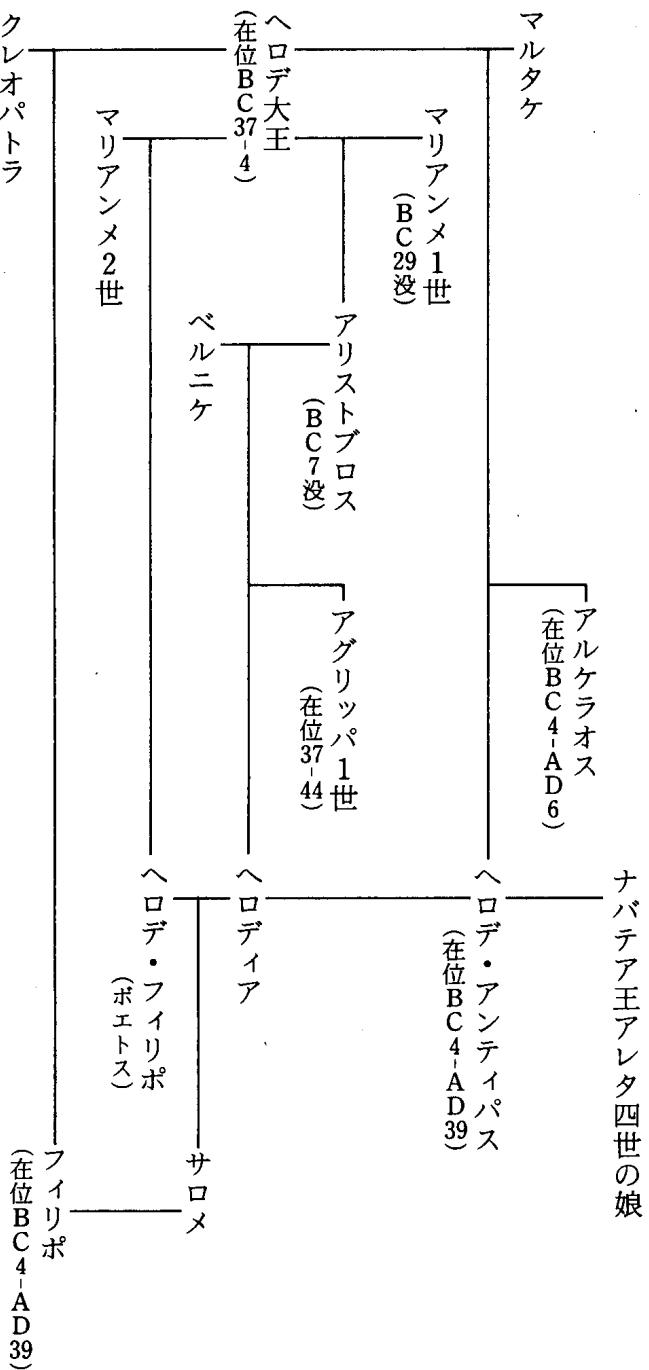
このヘロディアの兄弟アグリッパ一世の予想外の出世をうらやんだ彼女は、夫をローマに送り、皇帝ガイウス・カリグラの許へ出向いて王の称号を要求させると共に、自分も女王になることを願つたが、逆にアグリッパから謀反のかどで訴えられ、領地・財産を没収されてガリアに追放され、流刑地で死亡した（二九年頃。なお一説には処刑されたとも云う）。

以上、『新聖書大辞典』一一〇四六頁^o

『旧約／新約 聖書大辞典』一〇七九頁～一〇八〇頁。

Schurer, op. cit. I, 287～329.

E. M. Smallwood, *The Jews under Roman Rule*, pp. 183～187.



ヘロデ大王は10人の女を妻としたと記されているが、その関係は大変複雑であり、ここには本稿に関係あると思われる部分のみを図示した。

なお、この系図作成に当たって、「旧約／新約 聖書大辞典」一〇七九頁の「ヘロデ家系図」、The Oxford Bible Reader's Dictionary & Concordance. p. 150 "Family of the Herods" 等を参考した。

5 兄弟の妻を娶ること

(3)

これは聖書（マタイ一四・四、マルコ六・一八）が伝えている原因であるが、一方ヨセフは次のような記事を伝えている。「しかし、ヘローデースの軍隊の敗北は、ユダヤ人の中の「心ある」人びとにとっては、神の意志にもとづく復讐であるようと思われた。事実、それは洗礼者と呼ばれたヨアンネースになされたしわざにたいする正義の復讐だった。ヘローデース

「こそ」は、ヨアンネース殺害の犯人だった。

「人間としての」ヨアンネースは「根からの」善人であつて、ユダヤ人たちに、徳を実行して互に正義をもとめ、神にたいしては敬虔を実践して、洗礼に加わるよう教えすすめていた。

ヨアンネースによれば、洗礼は、犯した罪の赦しを得るためにではなく、「靈」魂が正しい行いによつてすでにきよめられていることを神に示す、身体のきよめとして必要だったのである。

さて、その他「の人びと」も「ヨアンネースの」説教を聞いて大いに動かされ、「その周囲に」群がつた。そこでヘローデースは、人びとにたいする彼のこの大きな影響力が何らかの騒乱をひきおこすのではないか、と警戒した。事実、人びとはヨアンネースがすすめることなら何でもする気になつていていたようと思われた。そこでヘローデースは、実際に革命がおきて窮地におちり、そのときになつてほどをかむよりは、反乱に先手をうつて彼を殺害しておくほうが上策だと考えた。

ついにヨアンネースは、ヘローデースのこの疑惑のため、前述した要塞のマカイルースへ鎖につながれ送られ、そこで処刑された。そしてユダヤ人たちは、ヘローデースの軍隊が「ここで」敗北したのはヨアンネースの復讐によるものと考えた。神がヘローデースを罰することを欲したもうたからというわけである。（ヨセフ『ユダヤ古代誌』一八・五・一一六

～一八、秦剛平訳による）

このように述べて、ヘロデ・アンティパスの軍隊が、ナバテヤ王アレタ四世に敗れた原因を、ヘロデ・アンティパスの離婚問題に端を発したアレタ王の怒りの結果であつたというよりは、善人ヨハネが人々に身体のきよめによつて象徴される悔い改めと正しい行いの実践をすすめて、大衆の間に人気のあつたヨハネの影響力が政治の領域に及ぶのを危惧し、ヨハネを自分の統治の敵対者であると見て、マケルスの要塞で彼を処刑したことに対する正義の復讐であつたとし、これはユダヤの人々が抱いていた見解でもあるというのである。

(4)

ヨハネが旧約の律法に違反したヘロデ・アンティパスをとがめたことが、その処刑された原因であつたとする聖書的見解はヨセフスには見出せない。

聖書の引用は特にことわりのない限り、日本聖書協会の『新共同訳』による。

二、レヴィレート婚をめぐつて

一

レヴィレート (levirate) といふ言葉は「夫の兄弟」あるいは「義兄弟」を意味するラテン語 (levir) から来ている⁽¹⁾。レヴィレート婚とは、夫婦の間に子がないまま夫が死亡した場合、夫の兄弟が寡婦と交わり、その結果生まれた子供を故人の法的な子とする慣行をいい、聖書等においては、この語を申命記に見える婚姻の形態に適用すると共に、必ずしも全ての点で申命記法に一致しなくとも類似の婚姻形態にも適用している⁽²⁾。

申命記は次のようにレヴィレート婚を規定している⁽³⁾。

兄弟が共に暮らしていて、そのうちの一人が子供を残さずに死んだならば、死んだ者の妻は家族以外の他の者に嫁いではならない。亡夫の兄弟が彼女のところに入り、めとつて妻として、兄弟の義務を果たし、彼女の産んだ長子に死んだ兄弟の名を継がせ、その名がイスラエルの中から絶えないようにしなければならない。

すなわち、夫が先に死亡して、夫婦の間に子供がなくて妻が残された場合、死亡した夫の兄弟は、その寡婦を娶つて、兄弟の子孫を残さなければならぬ、という特殊な慣習をいい、その目的とするところはイスラエル女性の部外者への結婚を妨げ、かつイスラエルにおいて、死亡した夫の名を継続させることであった。

こうしたレヴィレート婚は、単にイスラエルにのみ固有のものではなく、子細に検討すればイスラエルのそれとは異なるものの、アッシリア法書やヒッタイト法にも見えることは先学の指摘するところである⁽⁴⁾。

- (1) 例えば、*The Oxford English Dictionary*, 2nd ed. VIII, p.870. の下の「levir」の欄は、「yavam」である。なお、その他の関連語については、Philip Blackman, *Mishnayoth*, vol. 3, Order Nashim, Judaica Press, 1983. の p. 18 に挙げられてる。
- (2) 聖書の中でレビィレート婚の例として挙げられるのは、創世記三八章の記事とルツ記のそれであるが、ルツ記のケースは、本来なら寡婦ナオミが実行すべきであつたのにボアズがルツと結ばれたのは「贖う者」[go'el]の制度と関係があると考えられる。
- この「贖う者」とは、古代イスラエルにおける家族法概念の一つであり、近親者の借金のかたを取り返したり、あるいはもしその者が奴隸となつていったなら、彼の自由を買い戻すことが「贖う者」に要請されていた。
- それらの例として、レビー五・一五「もし同胞の一人が貧しくなつたため、自分の所有地の一部を売つたならば、それを買い戻す義務を負う親戚が来て、売つた土地を買い戻さねばならない。」やレビー五・四七～四九「もしあなたのもとに住む、寄留者、滞在者が豊かになり、あなたの同胞が貧しくなつて、あなたのもとに住む寄留者ないしはその家族の者に身売りしたときは、身売りをした後でも、その人は買い戻しの権利を保有する。その人の兄弟はだれでもその人を買い戻すことができる。おじとかいとも買い戻すことができる。その人の一族の血縁の者も買い戻すことができる。その人が自分でその力をを持つようになつたときには、自分自身を買い戻すことができる。」などがある。
- ところで、ルツ記の場合、この「贖う者」[go'el]の制度とレビィレート婚とが結合していると言われている。すなわち、親族の者が財産を手放すというので、最近親の者にまず買い戻す権利が与えられ、その者は一度受諾の回答をしたもの、あるいはの買い戻し権にはルツと結婚しなければならないという義務まで付随していることが判明した段階で、すべての権利を放棄して、結局ボアズが土地を買い戻し、ルツと結婚することになった(ルツ四・一～一〇)。なお、最近の柏井宣夫『旧約聖書における創造と救い』日本基督教団出版局、一九九〇年、一六九頁～一七二頁は、この点について細かく分析している。

(3) 申命記一五章五一六節

(4)

原田慶吉『楔形文字法の研究』清水弘文堂、110頁以下参照。イスラエルのそれには義務が伴うが、古代オリエント法のそれには義務を暗示するものはないこと。

なれば、シカイノーメンテヒトの日本語での主な文献は以下の通り。

穂積重遠「旧約全書に現はれた婚姻」法学協会五十周年記念論文集第一輯所収。

田辺繁子「旧約全書に觸る女性の地位」回志社論叢五六・五七号所収。

尾野三雄「聖書に現われたLevirate Marriage」桜美林大学紀要・英米文学篇第一輯所収。

その他、本稿作成にあたって参考したとは限らないが、参照した文献は以下の通り。

Baab, O. J., 'Levirate Marriage' in the art. of 'Marriage', in *The Interpreter's Dictionary of the Bible*, vol. 3, pp. 282 ~283.

- Burrows, M., "Levirate Marriage in Israel", in *JBL* 58(1940), pp. 23~33.
- Cohn, M., "Leviratehe", in *Jüdisches Lexicon*, 2 Aufl. 1987, Bd. 3, ss. 1076~1078.
- Elon, M., "Levirate Marriage and Halizah", in *The Encyclopaedia Judaica*, vol. 11, pp. 122~129.
- Epstein, L. M., *Marriage Laws in the Bible and the Talmud*, 1942, pp. 77~144.
- Falk, *Introduction to Jewish Law of the second commonwealth*, Leiden, 1978, part 2, pp. 317~322.
- Greenstone, J. H., "Halizah", in *The Jewish Encyclopedia*, vol. VI, pp. 170~174.
- Jacobs, J., "Levirate Marriage", in *The Jewish Encyclopedia*, vol. VIII, pp. 45~46.
- Kutsch, [ybm] in Botterweck, G. J. and Ringgren, H., ed. (Green, D. E. trans.) *Theological Dictionary of the Old Testament*, vol. V, Erdmans, 1986, pp. 367~373.
- Rabinowitz, L. I., "The Ceremony of Halizah", in *The Encyclopaedia Judaica*, vol. 11, p. 130.
- Safrai, S. and Stern, M. ed., *The Jewish People in the First Century*, vol. 2, pp. 787~791.
- Wigoder, G. ed., "Levirate Marriage", in *The Encyclopedia of Judaism*, Macmillan, 1989, pp. 434~435.

二

さて、レビイレート婚を規定している申命記法について、内容を検討していきたい。⁽¹⁾

冒頭の「兄弟が共に暮らしていて」（申二五・五）の文言は、文字通りには兄弟たちが一緒に住んでいる状況を示しているが、申命記法が前提している共同体の基本的枠組みは、王国成立以前の大家族を単位とする部族制的居住共同体ではなく、町の門に象徴される地域共同体であつた。それゆえ、「共に」とは同じ町の住人であることを前提としており、そのように考へることにより「くつを脱がされた者の家」（申二五・一〇）という軽蔑的意味を含んだ表現も意味をなすことになるとしている。⁽²⁾

次に「そのうちの一人が子供を残さずに死んだならば」（申二五・五）とあるが、まず、「そのうちの一人」とあるので、兄弟のうちの一方が死亡した、しかも「子供を残さずに」死亡した、というのがレビイレート婚の前提となつていている。

ところで「子供」と訳されたヘブライ語は〔ben〕で、それは①息子、男の子、②子供、子孫、の意味を持っている。そこで〔ben〕を「息子」とのみ解して、かつては「死亡した兄弟に息子がない場合には、たとえ娘がいたとしても、レビイレート婚が履行される」と考えられたが⁽³⁾、〔ben〕を性別を問わない「子供」と解することは、創世記三章一六節からも明らかであるし、古くはいわゆるセプチュアジンタ（七十人訳）と呼ばれる旧約聖書のギリシア語訳、またウルガタと呼ばれるラテン語訳、ヨセフスの「ユダヤ古代誌」⁽⁵⁾、さらには新約聖書の共観福音書でも見られた⁽⁶⁾。

それゆえ、この考へに従えば、「死亡した兄弟に息子にしろ娘にしろ、ともかく跡継ぎとなるべき子供がない場合にのみレビイレート婚が履行される」と解すのである。⁽⁷⁾

娘が跡継ぎとなりうることについては、民数記二七章一～一節が伝えているツェロフハドの娘の場合の例からも明らかであり⁽⁸⁾、死亡した者に娘しかいない場合でも、その娘が相続人となり、レビイレート婚の問題は生じないと考えられた。

しかるに、レビイレート婚の目的は、前述した如く、「名」の繼承・存続であつた。そのことは「彼女の産んだ長子に死んだ兄弟の名を継がせ、その名がイスラエルの中から絶えないようにしなければならない。」（申二五・六）という文言とか、「わたしの義理の兄弟は、その兄弟の名をイスラエルの中に残すのを拒んで、わたしのために兄弟の義務を果たそうとしません。」（申二五・七）と町の門のところにいる長老に訴える口上の中でもそのことに触れている。ところで、「名」とは名前そのものでないことは、創世記三八章やルツ記の記事からも明らかである。⁽⁹⁾

では、「名」が名前そのものを意味しないとすれば、いつたい何を意味していたのであろうか。それは「死んだ者の妻は家族以外の他の者に嫁いではならない。」（申二五・五）という規定の意味するところと関連していた。すなわち、レビイレート婚の目的は通例二つあつたとされている。一つは、故人の家系を絶やさず、子孫をもうけること。もう一つは、家産を家族内に留め、その散逸を防ぐこと。このように「名」には家系の維持のみならず、相続権が結び付いていたことについて、鈴木氏は、氏族共同体から土地所有権の分割を防ぐという伝統的な前提と無関係ではないだろうと指摘している。⁽¹⁰⁾

この点については、ヨセフスも「夫が死亡して妻に子供がない場合は、夫の兄弟が彼女と結婚しなければならない。そして、生まれた子供に故人の名をなのらせ、遺産の相続人として育てなければならない。このことは社会全体にとっても有利な措置と言える。なぜなら「そのために」家は断絶をまぬかれ、財産は近親者たちに残り、前夫に最も近

い縁者とともに生活する」とによって妻の不幸も緩和されるからである。⁽¹⁾」と述べて、レビュイレート婚の意義を強調している。

- (1) 以下の考察は、鈴木佳秀著『申命記の文献学的研究』日本キリスト教団出版局、一九八七年、四一九頁以下に主として依拠している。
- (2) 鈴木前掲書四二〇頁。
- (3) Falk, op. cit., p. 319. 参照。
- (4) 別世記三・一六には、「お前は、苦こんで子を産む。」とある。この「子」とある語 [banim] は [ben] の複数形である。
- (5) ヨセフス『ユダヤ古代誌』四・八・二二三参照。
- (6) マタイによる福音書一一・一一、マルコによる福音書一一・一九、ルカによる福音書一〇・一八などを参照。
- (7) Babilonia Talmud の B. B. 109a は、レヴィイレート婚の前提条件として「まつたく子供がない」と、と解していた。逆に、その人にどんな形——私生児、改宗者、背教者——であれ、子供がいるならば、その子は死亡した父親の妻をレヴィイレート婚から免除した。ただし、奴隸から生まれた子と異邦人から生まれた子は、そのようなことから除外された(Mishnah, Yev. 2: 5)。
- (8) 民数記一七・一～一には次のような興味ある記事がある。

ヨセフの子マナセの一族であるヘフェルの子ツェロフハドの娘たちが進み出た。娘たちの名はマフラ、ノア、ホグラ、ミルカ、ティルツアといい、その祖父ヘフェルはギレアドの子、ギレアドはマキルの子、マキルはマナセの子であった。娘たちは、臨在の幕屋の入り口にいるモーセと祭司エルアザル、指導者および共同体全体の前に立つて言った。

「わたしたちの父は荒れ野で死にましたが、主に逆らつて集まつた仲間、あのコラの仲間には加わりませんでした。彼は自

13 兄弟の妻を娶ること

分の罪のゆえに死に、男の子はありませんでした。男の子がないからといって、どうして父の名がその氏族の中から削られてよいでしょうか。父の兄弟たちと同じように、わたしたちにも所有地をください。」

モーセが娘たちの訴えを主の御前に持ち出すと、主はモーセに言われた。

「ツエロフハドの娘たちの言い分は正しい。あなたは、必ず娘たちに、その父の兄弟たちと同じように、嗣業としての所有地を与えねばならない。娘たちにその父の嗣業の土地を渡しなさい。」

あなたはイスラエルの人々にこう告げなさい。ある人が死に、男の子がないならば、その嗣業の土地を娘に渡しなさい。もし、娘もない場合には、嗣業の土地をその人の兄弟に与えなさい。もし、兄弟もない場合には、嗣業の土地をその人の父の兄弟に与えなさい。父の兄弟もない場合には、嗣業の土地を氏族の中で最も近い親族に与えて、それを継がせなさい。主がモーセに命じられたとおり、イスラエルの人々はこれを法の定めとしなさい。」

なお、このツエロフハドの娘たちの相続をめぐる問題については、別の機会に取り上げて考察してみたいと考えている。
(9) すなわち、まず創世記三八章では、ユダの長男エルに迎えた嫁のタマルをめぐって、エルの死後オナンが、さらにはシェラが兄弟の義務を果たすべきであつたのに、結局はタマルの奸計でユダによつて子をもうけたが、生まれた双子の一人にペレツ、もう一人にゼラという名が付けられたという。(いずれも、本来付けられるはずのエルではなかつた!)

一方、ルツ記では、エリメレクとその妻ナオミは一人の息子マフロンとキルヨンを連れてモアブの野に住み、エリメレクの死後息子たちはモアブ人の女オルパとルツをそれぞれ妻とし、十年後に息子たちは死亡してしまった。夫と一人の息子に先立たれたナオミは故国ユダに帰ることにしたが、ルツだけはナオミに同行する固い決意を示した。かくして、モアブの女ルツはエリメレクの一族のボアズの妻となり、オベドという名の男の子を生んだ。(ルツの夫の名はマフロンだったのに!)

(10) 鈴木前掲書四二一頁。
(11) ヨセフス『ユダヤ古代誌』四・八・二三、秦剛平訳による。

三

さて、「亡夫の兄弟が彼女のところに入り」（申二二五・五）とあるだけで、それ以上詳しいことが聖書には何も書いていないものの、聖書の規定を細かく注解したとされるミシユナや、さらにそのミシユナを注解したとされるタルムードを見ていくと、なお一層詳細に事実関係がはつきりしていく。⁽¹⁾

まず、亡夫にどんな形であれ、兄弟がいるならば、その兄弟はレビイレート婚の義務を負つた。⁽²⁾

次に、「亡夫の兄弟」で生存者が二名もしくはそれ以上いた場合には、彼女を娶るレビイレート婚の義務の履行は、生存兄弟の中の最年長者に委ねられ、その者が義務⁽³⁾を履行しない場合には、他のすべての生存兄弟たちに順に履行についての打診がなされ、そのうちの一人によつて履行されることも有効であつた。しかし、もし全員が拒否したならば、再び最年長者に履行の打診が及んできた。⁽⁴⁾

前述したように、レビイレート婚の義務は、死亡した兄弟の寡婦のみならず、彼の他の妻との間にも子が一人もない場合に、亡夫の兄弟によつて履行された。このように兄弟が複数の妻を持っていた場合には、生存兄弟の一人は、寡婦の誰か一人とレビイレート婚（もしくは後述のハリツァー）を行ない、他の寡婦については免除された。⁽⁵⁾

寡婦 [yevamah] と義兄弟 [yavam] の関係 [zikkah]⁽⁶⁾ は、夫の死によつて発生したが、寡婦は義兄弟を待つ者 [ahomeret yabam] として知られた。⁽⁷⁾ なお、彼女の夫の死後三ヶ月経過することが「彼女のところに入る」ための条件であった。⁽⁸⁾

かくして、レビイレート婚の履行によつて寡婦と結婚する義兄弟が彼の死亡した兄弟の財産を継承した。⁽⁹⁾

「だい」の翻訳は「シテ」だ。ノウイナー婚が具体的・実際に履行されるものでは夫婦関係がないだいが「シテ」だ。

(Marcus Jastrow, *Dictionary of the Targumim, Talmud Babli, Yerushalmi and Midrashic Literature*, Judaica Press, 1985, p. 396)。¹⁰ 又¹¹ Epstein, L. M., op. cit., pp. 104~115.

(一) *Encyclopaedia Judaica*, vol. 11, p. 124.

(二) 「かね」の期間は、生おねいへぬかめ取れなこすの父親確定のためにも必要な一種の待婚期間であつたとわれてゐる。

Mishnah, Yev. 4 : 10. Epstein, L. M., op. cit., p. 119. また *The Jewish Encyclopedia*, vol. VI, p. 171. また 三ヶ月経過を出確立する。

(三) Mishnah, Yev. 4 : 7 ; Babilonia Talmud, Yev. 40a. なお *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 11, p. 124.によれば、遺産の継承は関して、一つの対立する説があつた。多数・連説は本文に示した通りであるが、極力な少數・反対説（ハビ・ユダ）によれば、父が生れてくるならば、息子の遺産は父が相続し、父がいなければ兄弟たちでその財産を承継し、従つて寡婦と結婚する義兄弟でも、兄弟で分割した割り勘で分だけを相続したとする。¹² (*The Soncino Chumash*, p. 1113) よれば、ハシの註解も、義兄弟がソヴィノー婚により得るのは分割分のみであったとする。しかしながら筆者は、義兄弟は死亡した兄弟の遺産を承継したとする通説を支持したい。なぜならば、Mishnah, Yev. 4 : 7によれば、「シテ」ノウイナー婚の義務を負わないハリツァーの場合に、父が生きておれば父が全てを相続するが、死んでおれば、遺産は兄弟で分割されるのであるから、ましてや、兄弟の中でもただ一人ノウイナー婚の義務を負う者に死した兄弟の遺産を承継せむ」とは認められてしかねぐがだと考へるからである。

三、ハリツァーをめぐつて

一

レビイレート婚の義務は亡夫の兄弟の義務であることが申命記二五章五節に明記されている⁽¹⁾。しかるに、この義務を兄弟が拒否し、忠実に履行しない場合に、その兄弟は死を以て罰せられたことは創世記のオナンの例からも明らかである⁽²⁾。

ところで、申命記法は、レビイレート婚の履行を奨励しつつも、どうしても一方の当事者がレビイレート婚を望まない場合、一定の手続きを経て、義兄弟にはレビイレート婚の義務を免除し、また未亡人には彼女の望む誰とでも再婚する自由を与えた⁽³⁾。この画期的な手続き＝儀式はハリツァー〔halitsah〕と呼ばれる⁽⁴⁾。

のちのタルムードを見ていくと、レビイレート婚の本来の目的である「死亡した兄弟の名を再興する」ということよりも、他の動機から（例えば、彼女の美しさにひかれて、あるいは単に、性的な交わりを楽しむためだけに）義兄弟が未亡人と結婚することを望んでいるかも知れない、と判断される場合⁽⁵⁾、あるいは当事者の年齢に大きな隔たりがあるとか、義兄弟が重態もしくは未亡人にふさわしくない等の場合には、レビイレート婚に反対し、むしろハリツァーを優先させようと努力する傾向が時代と共に強められていった⁽⁶⁾。

かくして、レビイレート婚という古代の制度は、ますます廃れていき、やがて、ハリツァーが一般的原則で、レビイレート婚は稀な例外である、と言われるようになつた⁽⁷⁾。

もつとも、事実はそうであつても、なお理論的には、レビイレート婚を規定した申命記法は有効と推定され、ハリツァーに伴う儀式において、レビイレート婚を拒否することは、彼とその家族に不名誉をもたらすものと考えられた。

- (1) ところが、レビューレート婚というと申命記二五・五以下の規定と並んで必ず言及される創世記三八章やルツ記の記事を見ていくと、結果的には亡夫の兄弟がその義務を果たしていないのである。この点について、本稿第二章第二節の注(8)を見よ。
- (2) 創世記三八・九～一〇に「オナンはその子孫が自分のものとならないのを知っていたので、兄に子孫を与えないように、兄嫁のところに入る度に子種を地面に流した。彼のしたことは主の意に反することであつたので、彼もまた殺された。」と記されている。

余談になるが、onanismの語源は、この旧約聖書のオナンの故事に由来することは良く知られていることである。

もう一つ、創世記三八章の記事の中で注目しておくべきことは、ユダがタマルの不貞行為を知らされた時に、「あの女を引きずり出して、焼き殺してしまえ。」と言つたことである。周知のように、新約聖書においては、姦淫の女が捕らえられてイエスの前に連れて来られた時、人々はモーセの律法を根拠にして、この女を石で打ち殺すようにと迫つたのだった（ヨハネによる福音書八・一～一一）。この時引き合いに出されたモーセの律法とは、レビ記一〇・一〇「人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者は姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる。」と申命記二二・二〇～二四「男が人妻と寝ているところを見つけられたならば、女と寝た男もその女も共に殺して、イスラエルの中から悪を取り除かねばならない。ある男と婚約している処女の娘がいて、別の男が町で彼女と出会い、床を共にしたならば、その二人を町の門に引き出し、石で打ち殺さねばならない。その娘は町の中で助けを求めず、男は隣人の妻を辱めたからである。あなたはこうして、あなたの中から悪を取り除かねばならない。」であり、その根底にあつたのは、いわゆるモーセの十戒の「姦淫してはならない。」（出エジプト記二〇・一四、申命記五・一八）であった。このように、姦淫＝不貞行為を行なつたならば、死刑に処せられるべきこと。その処刑方法は石打ちの刑であつたこと。これが一般的な処刑方法であつた。

しかし、特別な場合には、創世記にあるような焼き殺すことも行われた。すなわち、レビ記一〇・一四「一人の女とその母とを共にめどる者は、恥ずべき」としたのであり、三者共に焼き殺される。あなたたちの中に恥ずべきことがあつてはならない。」やレビ記一一・九「祭司の娘が遊女となつて、身を汚すならば、彼女は父を汚す者であるから、彼女を焼き殺さねばならない。」がそれである。

石で打ち殺す刑と火で焼き殺す刑との差異は明らかでないが、火で焼き殺す刑はハムラビ法典でも近親相姦の場合の处罚方法として規定されている」とから（一五七条）、この方法は古代オリエントに起源を有すると考えられる。

- (3) 寡婦未亡人は誰とでも再婚であらざるといえども、聖書の記事から、祭司とは再婚できなかつた。すなわち、*レビ記*11・7[遊女となつて身を汚した女、あるいは離縁された女をめどりてはならない。祭司は神に属する聖なる者だからである。]や、*レビ記*11・11～14[祭司は処女をめどらねばならない。やもめ、離縁された女、遊女となつて身を汚した女などをめどつてはならない。一族から処女をめどらねばならない。]から明らかのように、祭司は未婚の女（処女）とのみ結婚する」とが要請された。

(4) ハリツァーは「靴を脱ぐ」とか「結び田をほぐす」を意味するペラヤ語ハラツ [halats] に由来し、ノガイノーム婚の当事者である義兄弟の足からそのはいている靴を脱がせる儀式をいう。(Klein, E., *A Comprehensive Etymological Dictionary of the Hebrew Language for Readers of English*, Macmillan, 1987, p. 219.)

- (5) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171.
- (6) *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 11, p. 125.; *Babylonian Talmud*, Yev. 39b.
- (7) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171. もともと *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 11, p. 125.

もし、その人が義理の姉妹をめどらうとしない場合、彼女は町の門に行って長老たちに訴えて、ハラツバグモである。「わたしの義理の兄弟は、その兄弟の名をイスラエルの中に残すのを拒んで、わたしのために兄弟の義務を果たそへません。」町の長老たちは彼を呼び出して、説得しなければならない。もし彼が、「わたしは彼女をめどりたく

ない」と言い張るならば、義理の姉妹は、長老たちの前で彼に近づいて、彼の靴をその足から脱がせ、その顔に唾を吐き、彼に答えて、「自分の兄弟の家を興さない者はこのようにされる」と言うべきである。彼はイスラエルの間で、「靴を脱がされた者の家」と呼ばれるであろう。（申命記二五・七～一〇）

これが、ハリツァーについて聖書が伝えている規定である。要するに“町の門”⁽¹⁾のところが一種の法廷の場となつており、“長老たち”⁽²⁾がその裁きに係わつたというのである。ここでの長老たちの任務は、説得であり、調停の役割が与えられていただけで、いわゆる裁判の主宰者として判決を下す機能を帯びていたわけではなかつた。⁽³⁾

調停の場において長老たちが説得し諭した結果、当人が娶る決断をすることがあつたかも知れない。しかし、それでもなお拒否する場合が生じた。かくして、万策尽きてレビュー婚の可能性が無くなつたところでハリツァーの儀式が挙行されたのであつた。

- (1) 「町の門」とは、城壁で囲まれた都市の出入り口として、重要な役割を持つていた。防御上の目的から、門の数は出来るだけ少なくされていた。門は櫓によつて固められ、二枚の板の観音開きになつた扉によつて開閉された（士師記一六・三、イザヤ書四五・一）。開門は日の出、閉門は日没に行なわれた（ヨシュア記一・五、ネヘミヤ記七・三、同一三・一九）。門の櫓の上には守望者が立ち、そこには宿直の部屋が設けてあつた（サムエル記下一八・三三「一九・一」）。古代には門の前の広場が市場となつていた。また門は、しばしば外門と内門との二重になつており、そのような場合には二つの門の中間の空所には、腰掛け置かれ、町の長老たちが裁判を行う場所になつていた（創世記二三・一〇、ルツ記四・一）。以上、『新聖書大辞典』一三八七頁参照。

21 兄弟の妻を娶ること

(2) 「長老たち」(ゼクニーム [zequnim]) とは、"年寄り"を意味する語(ザケン [zaqen])に由来する語で、それはさるに "あご鬚" の意のザカン [zaqan] から来ている (*Theological Dictionary of the Old Testament*, vol. IV, p. 122ff.)。特に古代イスラエルにおいては身分のある政治参与者に対する術語とされた。イスラエル人がなお部族制のもとにあった時、権力は家族、氏族、部族の長の掌中に握られ、「長」は一般に「老年」であったことから「長老」と呼ばれた。

原則的にはすべての家長が同時に権力を持つのであるが、実際にはより重要な家族の長たちが部族における権力を行使し、かくして「長老」という名称は、年齢よりも身分の高いことを意味するようになつた。

イスラエルの「長老たち」(出エジプト記三・一六、民数記一・一六、サムエル記上四・二二)、また部族の「長老たち」(士師記一一・五、サムエル記上三〇・二六)は、民または部族における貴族階級を構成していた。戦時には、彼らは一族を率いて戦いに臨み、平時には、行政の任に当たつた(出エジプト記一八・一三～二六)。しかし、彼らはその決定を執行する権力は許されておらず、彼らの権力はむしろ道徳的なものであつた。

カナン占領後も(サムエル記上二〇・六)、さらに捕囚後までも(ネヘミヤ記四・七、同七・六四、ゼカリヤ書一二・一二・一四、ca. ローマ書一・七)、血縁関係に基づく部族制が存在したけれども、日常の事件はイスラエル人が共同で住む場所の事情に従つて処理された。そこから主要居住地である町の「長老たち」(ヨシュア記九・一二、士師記八・一四、サムエル記上一一・二、同一六・四、列王記上二・八、申命記一九・一二、同二一・三、二二・一九)は、イスラエル共同体の生活において重要な地位を占めるようになり、町の貴族階層が部族の貴族階層に取つて代わつた。王朝の制定と中央集権の傾向によつて「長老」の権力は衰微するに至つた。しかし王たちは常に「長老たち」の意見を考慮せざるを得なかつた(サムエル記上三〇・二六、サムエル記下三・一七、同五・三、列王記上一二・六、同二一〇・七・九、列王記下一〇・六、同二三・一)

長老たちは王の顧問でもあつた(列王記上一二・六、同二〇・七・九)。ソロモンは町々に「代官」を置いて、徵税および行政の任に就かせたけれども(列王記上四・七・一九)、町の長老たちはなお従来の特権を保有していた(サムエル記上一一・三、同一六・四、列王記上八・一、同二一・八・一四)。捕囚帰還後、ペルシアはユダヤ人にある程度の自治を許し、指導者

たちは「長老」として地方自治の権力を持つた（エズラ記一〇・八、一四）。彼らは主として正しい行政の責任を持つた（エズラ記五・九～六・七）。以上、「新聖書大辞典」九二一六頁参照。

(3) 鈴木前掲書四二三頁。

三

ところで、ハリツァーの儀式そのものについては、申命記が次のように記している。

義理の姉妹は、長老たちの前で彼に近づいて、彼の靴をその足から脱がせ、その顔に唾を吐き、彼に答えて、「自分の兄弟の家を興さない者はこのようにされる」と言うべきである。（申命記一五・九）

ここに記されている如く、儀式自体はとても簡単である。しかしながら、聖書の規定を展開させたラビたちは、この儀式をより厳肅に、また、より一般的なものへと変化させた。

まず、長老たちについては、非常に学問があることは必要ではないが⁽¹⁾、少なくともヘブライ語を理解する者である⁽²⁾こと。また、一般の法律問題について証言する資格のある者であること⁽³⁾。以上の要件を満たす者が三人から成る法廷〔bet din〕の前で儀式が行われること⁽⁴⁾、これらが求められた。

かつては町の門で行われていたハリツァーの儀式は、その後、寡婦となつた義理の姉妹の家で行われてもよいとき

れたが、通常はシナゴーグもしくはラビの家において執行された。⁽⁵⁾

なお、ハリツァーの儀式は、安息日もしくは休日、また、それらの日の前日、および一般の日の夕方に実施されてはならないとされていた⁽⁶⁾。

さて、ハリツァーに定められた日、関係者は全員、所定の場所に赴き、長老役の三人と証人役の二人はベンチに腰掛け、当事者の二人は立つて儀式の始まるのを待つ。この時、義兄弟はその右足にハリツァー用の特別の靴をはいていた⁽⁷⁾。

儀式の開始に先立つて、当事者の関係が明らかにされ、また、両当事者が未成年でないこと⁽⁸⁾、彼女の夫の死後九一日以上経過したこと等が確認される必要があつた⁽⁹⁾。

さて、寡婦は申命記の文言通りに朗唱していく。すなわち、「わたしの義理の兄弟は、その兄弟の名をイスラエルの中に残すのを拒んで、わたしのために兄弟の義務を果たそうとしません。」（申

二五・七）これはすべてヘブライ語でなされる必要があつた。寡婦がそのまま書面を読んでいく場合と、三人の長老のうちの主任格の者が書面を朗読し、寡婦は一語一語それを繰り返す場合とがあつた⁽¹⁰⁾。

それから、義兄弟は同じようにヘブライ語で、「わたしは彼女をめとりたくない。」（申二五・八）という文言を唱え



18世紀初頭 オランダでのハリツァーの様子を伝える参考図
(Jüdisches Lexicon, Bd.3より)

た。これは彼の拒絶を確認する返答であったが、その方法についても、血の吐く場合と、後について繰り返す場合とがあつた。

この後、寡婦は左手で靴を支えながら右手でひもをほどいて、靴を脱がせていく。⁽¹²⁾ そして、脱がせた靴を遠くへ放り投げる。それから、彼女は、義兄弟の前に向き直り、聖書（それにセフスや一部のラビ）によれば、「その顔に唾を吐き」（申一五・九）とあつて、その文言通りに履行されることを要求したけれども、他のほとんどのラビは、義兄弟の面前で、彼の顔にではなく、床の上に唾を吐くことだと良しとしていた。つまり、長老たちは彼女が唾を吐くのを見るとなるば、それで十分であるとした。⁽¹³⁾

その後、「自分の兄弟の家を興さない者は」のよみがれれる。（申一五・九）と言つが、これも彼女自身が言つ場合と、同会をする長老役の判事の後につづて、この言葉を繰り返す場合とがあつた。⁽¹⁴⁾

れひに、「彼はイスラエルの間で『靴を脱がされた者の家』と呼ばれるであろう。」（申一五・一〇）と云つのであつたが、特に彼女は最後の「靴を脱がされた者」の [haluz ha-na'al] という章句を三度繰り返す。すると出席の会衆も彼女の後について三度それを唱和した。⁽¹⁵⁾

以上がハリツァーの儀式の大筋であり、レヴィレート婚を拒否した各当事者が自由になれるために必要な手続あつた。

(1) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171.

(2) Babilonia Talmud, Yev. 101a. もうやは、長老たる者は、必ずしも専門の裁判官であるとは要しないが、所定の文言「申

〔命題114・セヘナ〕 を裁定するよりは擅長出来る者であつたことが求められた。

(3) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171.

(4) Mishnah, Yev. 12 : 1 など、いわゆる二人は、彼らを補助するための他の一人を指名すべし。一人は、ハリシターの儀式の際に、詛人の前に行動するに足りない（*The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171.）。

(5) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171.

(6) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171. など、Babilonia Talmud, Yev. 101a. など、Sanh. 34b (Mishnah, Sanh. 4 : 1) の規定に従へて、ハリシターなど、一般の詛詛の同様、いわゆる口笛の実施を禁じた。よりやく Mishnah, Yev. 12 : 2によれば、かつては夜に行われたハリシターも有効であったようだが、ハリシターは無効と判断された。

(7) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 172. との靴について、「ミナは詳細な規定を定めていた。すなはち、ハリシター

や靴[min'al] ト[レバ]の有効だが、ヘルムのソックル['anpilin] などの無効。かかとの部分のあらサンダルは無効(以上) Mishnah, Yev. 12:1)。また、木製のサンダル[sandal shel 'ets] も有効。靴が義兄弟のものでなくても有効。なお、義兄弟には大きめの靴でも、彼がそれで歩けるなら、ハリシターは有効。また逆に、小さめの靴でも、それで義兄弟の足の大部分をおねじりが出来ればハリシターは有効としていた(以上) Mishnah, Yev. 12 : 2)。

ふつう、義兄弟はハリシターの靴をいつか右足にはじいた場合には、有効とする(ハリシターはエゼルの) 説もあつたが、後に彼の説は否定された (Mishnah, Yev. 12 : 2)。

(8) 義兄弟が未成年 [一] ヤム一 日未満の者 (Philip Blackman, op. cit. p. 91)] の場合、寡婦が成人であつても、彼女のハリシターは無効。一方、未成年の寡婦がハリシターを行つたならば、彼女が成人に達した時 [一] ヤム一 日 (Philip Blackman, op. cit. p. 91)] ゆえ一度ハリシターを行わなければならぬ。もし彼女が再度のハリシターを行ふならば、彼女の最初のハリシターは無効となれた (Mishnah, Yev. 12 : 4)。

- (9) ハリツァーの調査は前田あやこが述べたところによれば、*The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 171。
- (10) トローリーによれば、*Encyclopaedia Judaica*, Vol. 11, p. 126. が伝えてくる方法である。
- (11) ノルバウザ、*The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 174. が伝えてくる方法である。
- (12) 靴のむき下しにて、むきがむきかみにて縫まれてゐるが、ハリツァーは有効だが、ひねかん上であれば無効であつたといふ (*Mishnah, Yev. 12 : 1*)。
- (13) *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 11, p. 126.
- (14) ハリツァーによれば、(1)靴を脱がせるといふ、(2)睡を吐くといふ、(3)定められた式語を述べるといふが、必要十分条件であつた。しかるに、(1)(2)は為されたが(3)が欠けている場合には、ハリツァーは有効であつた。これに対して、(2)(3)は為されたが(1)を欠く場合には、無効とされた。他方、(1)(3)は為されたが(2)を欠く場合について、ラビ・エリエゼルによれば無効だが、ラビ・アキバは有効とした。前者は申二五・九を根拠に、そのすべてを行なうことが必要条件であるとしたのに對して、後者も同じく申二五・九を根拠としながらも、儀式の有効性は、男に為される必要のある行為に依るとした (*Mishnah, Yev. 12 : 3*)。
- (15) *The Jewish Encyclopedia*, Vol. VI, p. 174.

四

ところで、従来、ハリツァーの意味については、レヴィノート婚を実施しないような義兄弟を軽蔑する為のものであり、そのことは、實際に行われたかどうかはともかく、「人の顔に唾を吐く」と云ふ言葉に典型的に表わされており、また、「靴を脱がされた者」を未亡人と出席の会衆とがそれぞれ三度も唱和すると云ふことにも、軽蔑の意味が込めら

れているものと考えられた説があつた。⁽¹⁾

また一方、ルツ記四章との関連で、ハリツァーの儀式での靴は権利譲渡の象徴であり、靴を脱ぐことは、義兄弟が未亡人との間にレビイレート婚を実施することをあきらめ・放棄することを意味し、それゆえ、靴を脱ぐことそれ自体の行為には、何ら恥辱の意味を伴うものではなかつたという説もあつた。

ところが、最近、これらの諸説に加えて、ハリツァーの儀式の淵源とも言うべき“靴を脱がせる”ことには、全く別の意味が含まれている、という新説が発表されている。⁽²⁾

この最近の学説によれば、創世記三八章との関連から、靴は女性生殖器を、足は男性生殖器をそれぞれ象徴し、靴を脱がせるというのは、女性の側からのレビイレート婚拒否の事実を象徴的に表していたというのである。

たしかに、この新説の方が、権利譲渡の象徴説よりも説得力があるようと思われる。なぜならば、義兄弟が自ら靴を脱いで、それを寡婦に渡すというのなら、権利譲渡説も成り立つであろうが、ハリツァーの場合には、義兄弟は、まさしく受け身の立場で、靴を脱がされるだけであつて、むしろ寡婦が積極的に靴を脱がせ、唾を吐くのであるから、権利譲渡の象徴説は受け入れ難い。

むしろ義兄弟の足から寡婦が靴を脱がせるのは、オナンの故事にならつて、男性生殖器を女性生殖器から引き離すことを意味し、唾を吐くのは、精液を外に漏らすことを象徴しており、それゆえに、唾を吐くことにも軽蔑の意味はなかつた。

このように説いて、軽蔑説をも明快に退けている。⁽³⁾

- (一) 義兄弟がユーハーの謀反人ふとせられ、無恤の出現より、吐くべき唾液のへぬは理放わざだふる（Philip Blackman, op. cit. p. 93）。
- (二) C. M. CARMICHAEL, A Ceremonial Crux: Removing a man's sandal as a female gesture of contempt, in *JBL* 96 (1977), pp. 321-36. たゞ、『ヨハネ福音記』*Law and Narrative in the Bible — The Evidence of the Deuteronomic Laws and the Decalogue*, Cornell Univ. Press, 1985, の、上巻をp. 296f. 参照。
- (三) しかし、この新説については、筆者は全面的に賛成しかねぬ。なぜなら、唾が精液を象徴するとしてゐる、義兄弟が唾を吐くのなら、精液を外に漏らすよりの意味はわかるが、なぜ寡婦が義兄弟に代わつて精液を象徴する唾を吐くのか、その意味が理解でゐないからである。

四、結びに代えて

以上、兄弟がいて、そのうちの一人が子供もないまま死亡したなら、彼の兄弟が寡婦を娶るというレビューレート婚をするか、さもなければハリツァーの儀式をして、寡婦に再婚の自由を与えるという、聖書に見える興味深い特殊な慣行について、申命記二五章五～一〇節に規定されている記事を中心に考察してきた。

ところで、最近出版された柏井宣夫『旧約聖書における創造と救い』の第五章「日常生活の諸相」第二節に、「女性の土地所有」という興味深い論考がある。その中で、寡婦には相続権がなく、それゆえレビューレート婚が行われることになったという、レビューレート婚制度の根幹についての指摘があり⁽¹⁾、ともすれば「木を見て森を見ない」傾向に走りがちであった筆者にとつて、大局的に物事を見ていくことの必要性を再認識させて下さったことに対し、感謝したい。

ただ、レビューレート婚は「長男」が生まれ、死んだ夫の相続権が確保されれば、目的を遂げ、その後の結婚は、マヌ法典との比較から、解消されたとみなされる、としている点については、十分な検討をすることができなかつたので、結論を留保しておきたい。

また、著者が論考において、（1）通常は男性たる夫が土地の所有者であり、女性たる妻は夫の保護の下にあつた。

（2）夫の死後、男の子があれば、彼が遺産として土地を相続した。（3）男の子がない場合、ツェロフハドの娘の場合に見られる如く、極めて限定された場合にのみ、娘が土地を相続する場合もあった。（4）子がないまま夫が死んでも、妻は夫の土地を相続できなかつた。この場合、「レビラート婚」と呼ばれる特別な結婚が待ち受けていた。その規定は申命記に残っているとして、ドライヴァーの説を要約しつつ、申命記のレビラート婚の規定の特徴を次の三つにまと

めている。

①死者が男の子孫を残さなかつた場合に限られる。

②夫の兄弟が同じ家庭のうちに住んでいる場合にだけ有効である。

③夫の兄弟はまだ自分の家族を持つていない。

しかしながら、①、②については、本稿第二章第二節で考察してきたように、レビュイレート婚は、男の子に限らず女の子を含めて子供が一人もいない場合に行われ、また必ずしも同じ家庭のうちに住んでいることを条件とはしていなかつた。さらに③についても、本稿第二章第三節および本稿では言及しなかつたが、ミシュナ第三章の多くの規定より明らかのように、夫の兄弟が独身であることを必ずしも要求していなかつた。

以上のことから、柏井氏（ひいてはドライヴァー）の示す申命記におけるレビュイレート婚規定の特徴としての三點は、いざれも受け入れられないものである。

聖書とその周辺の“法的諸問題”を考察の対象として、ここ数年さやかな研究活動を続けてきているものの、まだ手を染めて間もなく、ほんの緒に就いたばかりであり、筆者としては、いわゆる家族法の分野については未開拓なので、聖書・ユダヤ法における婚姻・相続等の全般的知識・理解の不足を痛感した。本稿で取り上げたレビュイレート婚並びにハリツァーの儀式をめぐる拙論を以て、今後この分野に分け入るスタートライン・手掛けりとし、本稿で深められなかつた、土地所有、扶養、等の問題を含め、前述したように、婚姻、相続、それに離婚等の諸問題を少しづつ解明していきたいと考えている。

また、申命記のレビュイレート婚に関連して、しばしば言及される新約聖書の記事についても、本稿第二章第二節の⁴

注(6)で若干触れたものの、詳しく述べ考察する時間的余裕がもつたくなかったので、これも他日の課題として残しておめたる。

- (1) 柏木『前掲書』一六八～一六九頁。
- (2) Driver, S. R., *Deuteronomy*, 3rd ed., in The International Critical Commentary, T&T Clark, 1901.
- (3) 指稿「イエスの時代の『銀行為』」『人文・社会科学論集』第一号（一九八七）所収。
「安息年の債務免除とプロスボル」[回] 第11号（一九八八）所収。
- (4) マタイ一一・一一～一一一'、マルコ一一・一八～一九'、ルカ一〇・一四～一〇〇'。

〔なお本稿は、「古代イスラエルの家族法——ンガイノート婚をめぐつて——」と題して、法制史学会近畿部会（一九八九年五月一五日）で報告し、その後構想を練り直してまとめたものである。〕

（一九九〇年九月一一日受理）